

JIS

木質材料の難燃薬剤処理方法

JIS A 9011 : 2020

令和 2 年 3 月 23 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
(委員)	石川 裕	一般社団法人日本建設業連合会
	鹿毛 忠継	国立研究開発法人建築研究所
	加藤 信介	東京大学名誉教授
	橋高 義典	首都大学東京
	佐藤 彰芳	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	清野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	西野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	原 智彦	断熱・保温規格協議会
	藤野 珠枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	真野 孝次	一般財団法人建材試験センター
	村川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	本橋 健司	一般社団法人日本建築学会 (芝浦工業大学名誉教授)
	山崎 徳仁	独立行政法人住宅金融支援機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原案作成協力者：不燃化技術研究組合

(〒135-0016 東京都江東区東陽 5-28-6 TS ビル TEL 03-6666-3269)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 記号	2
5 木質材料及び難燃薬剤	3
5.1 一般	3
5.2 木質材料	3
5.3 難燃薬剤	3
6 難燃薬剤処理	3
6.1 概要	3
6.2 作業液の準備	4
6.3 注入前の木質材料の測定	4
6.4 注入	4
6.5 注入後の木質材料の測定	4
6.6 注入後の乾燥及び乾燥後の測定	5
7 難燃薬剤量の求め方	5
7.1 一般	5
7.2 全乾質量法	5
7.3 注入量法	6
7.4 全乾換算法	6
8 難燃薬剤処理の状況及び結果の記録	7
附属書 A (参考) 難燃薬剤処理方法に関わる作業フロー図	8
附属書 B (規定) 作業液の難燃薬剤成分の確認方法	9
附属書 C (規定) 作業液の不揮発分の測定	14
解 説	16

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

木質材料の難燃薬剤処理方法

The fire retardant treat process of wooden products

1 適用範囲

この規格は、木質材料に用いる難燃薬剤の処理方法について規定する。

注記 難燃薬剤処理とは、難燃薬剤注入から難燃薬剤注入後の乾燥までの処理である。難燃薬剤処理の目的は、当事者が必要とする難燃薬剤量を木質材料に含有させることにある。したがって、この規格では、その難燃薬剤量の求め方及びその根拠としての難燃薬剤処理状況の記録すべき項目までを範囲とした。

なお、当事者が必要とする難燃薬剤量及びそれを達成するための難燃薬剤処理の条件は、得たい難燃性能に応じて個々に設定されるものであり、この規格では規定しない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1326 外装用難燃薬剤処理木質材料の促進劣化試験方法
- JIS K 0061 化学製品の密度及び比重測定方法
- JIS K 0102 工場排水試験方法
- JIS K 0116 発光分光分析通則
- JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則
- JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水
- JIS K 1105 アルゴン
- JIS K 8180 塩酸（試薬）
- JIS K 8541 硝酸（試薬）
- JIS K 9005 りん酸（試薬）
- JIS K 9007 りん酸二水素カリウム（試薬）
- JIS R 3503 化学分析用ガラス器具
- JIS R 3505 ガラス製体積計
- JIS Z 0701 包装用シリカゲル乾燥剤
- JIS Z 2101 木材の試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS A 1326 による。